

防府市エコライフ住宅推進事業実施要領

令和5年4月1日制定

（目的）

第1条 この要領は、市民が市内の施工業者を利用し、既存住宅の省エネ設備導入、断熱改修もしくは、木材の使用を伴うリフォームの対象工事（以下、「工事」という。）を行った場合に予算の範囲内において助成し、もって住宅環境への投資を喚起し、住宅環境におけるCO₂の削減によるエコな暮らしを促進するとともに、市内企業の振興及び市内経済の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅 防府市内にあって、自己又は2親等以内の親族が所有し、自己の居住に供している家屋（マンション等の集合住宅にあっては専有部分をいう。）をいう（ただし、賃借しているものは除く。）
- （2）市内施工業者 本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者であって、市内において1年以上継続して事業を営んでいる者をいう。
- （3）市税 市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税をいう。

（助成対象者）

第3条 助成対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- （1）防府市に住民登録を有する者
- （2）現に、前条に定める住宅に居住し、当該住宅のリフォーム工事を行う者
- （3）防府市に納税義務のある市税を滞納していない者
- （4）第5条に定める助成の対象となる工事について、防府市で実施している他の助成等及び国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの助成等を受けない者

2 前項第4号に定める防府市で実施している他の助成等とは、次に掲げるものをいう。

- （1）介護保険による住宅改修費の支給
- （2）障害者に対する住宅改修費の支給
- （3）防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金

（住宅の範囲）

第4条 店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅については、助成対象者が自己の居住に供している部分のみを対象とする。

（助成対象工事）

第5条 助成の対象となる工事は、別表に掲げる工事であって、かつ次の各号に掲げるすべての要件に該当する工事とする。

- (1) 市民が市内施工業者と直接契約して行った工事
- (2) 工事金額(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)が10万円以上の工事

（工事の完了の期限）

第6条 前条に定める工事は、第10条に定める交付決定の通知があった日以降、4ヵ月後の月末までに着工するものとする。(但し、特段の事情がある場合を除く)

2 前条に定める工事は、全て申請年度の1月31日までに完了するものとする。

（助成金の交付）

第7条 会頭は、助成金として第8条の定めにより算定した助成金の額と同額の市内共通商品券を交付するものとする。

2 助成金の交付は、同一住宅及び同一人について、各年度1回限りとする。

（助成金の額）

第8条 助成金の額は、第5条に定める対象工事で、省エネ設備導入、断熱改修、木材使用リフォームについては工事金額に100分の10を乗じて得た額とし、合計で10万円を限度とする。

2 木材使用リフォームを行う場合において、木材の使用総量のうち、100分の70以上を山口県産木材を使用する場合は、木材使用リフォームの対象工事に係る助成割合が、100分の20となり、全体の助成限度額を20万円とする。

3 前項の定めにより算定した助成金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、会頭が定める日までに防府市エコライフ住宅推進事業助成金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて会頭に申請しなければならない。

（交付の決定）

第10条 会頭は、前条に定める申請があったときは、これを審査し、適当であると認めたとき、申請者に対し防府市エコライフ住宅推進事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 会頭は、前項に規定する交付の決定にあたり、市に対し意見を求めることができるものとする。また、市と協議し、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（変更等の届出）

第11条 前条第1項の定めにより交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、防府市エコライフ住宅推進事業計画変更・廃止届（第3号様式）に必要な書類を添えて会頭に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定後の交付額の増額は行わないものとする。

（1）工事の全部又は一部を変更しようとするとき（軽微な変更を除く）

（2）工事を廃止しようとするとき

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、工事の場所、種類、方法、施工業者など、助成対象となる工事内容を著しく変更する場合以外の変更とする。
- 3 会頭は、第1項に定める届出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に対し防府市エコライフ住宅推進事業助成金交付決定変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 4 内容を変更しようとする工事の着手は、交付決定変更通知後に行わなければならない。

（工事完了届）

第12条 交付決定者は、工事が完了したときは、当該工事の完了日から1か月以内に防府市エコライフ住宅推進事業工事完了届（第5号様式）に必要な書類を添えて会頭に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第13条 会頭は、交付決定者から前条に定める工事完了届の提出があったときは、工事完了届の内容を審査し、現地調査等により、工事の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に対し防府市エコライフ住宅推進事業助成金交付確定通知書（第6号様式）により通

知するものとする。

- 2 前項に定める通知を受けた交付決定者は、速やかに防府市エコライフ住宅推進事業助成金請求書兼領収書(第7号様式)を会頭に提出するものとする。
- 3 会頭は、前項に定める請求書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 会頭は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金が既に交付されているときは、その返還を命じることができ。

- (1) 偽りの申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 当該要領に定める助成の要件を欠くこととなったとき。
 - (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (4) その他、会頭が不適當と認めたとき。
- 2 前項の規定は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 交付決定者は、助成金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 防府市エコライフ住宅推進事業の実施にあたり、この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、防府市と協議し決定するものとする。

別表(第5条関係)

対象枠	工 事 の 内 容
省エネ設備導入	高効率給湯器等の設置(エコキュート、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器等)
	節水型トイレの設置 ※洗浄水量 6.0L以下のもの
	高断熱浴槽の設置 ※JIS 規格を満たすもの
	LED 照明設備の設置 ※工事を伴うもの ※電球のみ取替は不可
	家庭用燃料電池装置の設置(エネファーム)
	太陽熱温水器の設置
	太陽光発電設備の設置
	家庭用蓄電池システムの設置 ※再生可能エネルギー併用の場合のみ
	家庭用電気自動車充電器の設置
	全熱交換器(高機能換気設備)の設置
	宅配ボックスの設置 ※工事を伴うもの
断熱改修	外気と接する開口部の断熱改修(複層ガラス、内窓設置、外窓交換、ドア交換、カバー工法)
	外壁等(外壁、天井、床、屋根、屋上)の断熱材を使用した断熱改修
	遮熱性塗料(高反射率塗料)・断熱塗料施工
木材使用リフォーム ※10 ㎡又は 0.15 ㎡以上の木材使用を伴うもの	屋根、外壁、軒天の改修・修繕
	床、壁、玄関、天井、建具等の改修・修繕
	浴室、キッチン等の改修・修繕
	ベランダ、バルコニー、ウッドデッキの改修・修繕
	※母屋に付属するもの ※新規設置は不可

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和6年4月1日から改訂施行する。